

特定胚の取扱いに関する指針の概要（平成13年文部科学省告示第173号）

★クローン技術規制法第4条の規定に基づき策定

特定胚の作成の要件

○特定胚の作成の限定

- ・ 特定胚を用いた研究以外の方法では得られない科学的知見が得られること。
- ・ 作成者が十分な技術的能力を有すること。
- ・ 9種類の特定胚※のうち動物性集合胚のみ作成でき、その目的はヒト細胞由来の臓器の作成に関する研究に限ること。

○細胞の提供者から書面により同意を得ること。

○細胞の提供は無償で行われるべきこと。

※クローン技術規制法では、上記の動物性集合胚の外、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚及び動物性融合胚の計9種類の特定胚を定義している。

その他特定胚の取扱いの要件

○特定胚の譲受は、譲り受けようとする者が十分な技術的能力を有するとともに、無償で行われる場合に限られること。

○特定胚の輸入及び輸出は当面禁止。

○特定胚の取扱いは作成から原始線条*が現れるまでの期間（14日を超える場合は14日間）に限られること（凍結保存期間を除く）。

* 初期胚の発生の過程（ヒトでは受精後約14日後）で現れる細い溝のことで将来背骨になる。この出現により胚は本格的に臓器・組織への分化を始めるとされている。

○特定胚の人又は動物の胎内への移植の禁止。

特定胚の取扱いに関して配慮すべき手続

○文部科学大臣への届出前に機関内倫理審査委員会の意見を聴くこと。

○特定胚の取扱いの成果の公開に努めること。